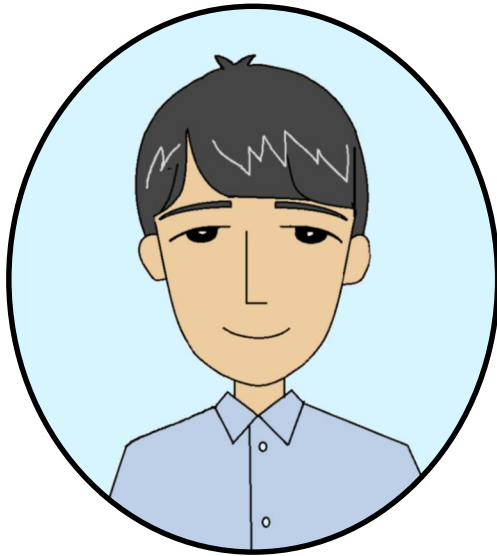


男性職員も育児休業を取得できますか？



D (H9年入庁)
検察事務官

ひと言メモ

ゴルフが上手になる
方法をおしえて！



できます。

育児休業は、男性、女性を問わず取ることができる制度です。生まれてきた子が3歳の誕生日を迎える前日まで取ることができ、期間内であれば期間の延長も可能です。

令和4年10月に法律が改正されて、育児休業は2回、さらに男性職員は産後パパ育休（男性職員が、子どもの誕生日から57日までの間に取得する育児休業）も2回取ることができるようになったので、家庭や仕事の状況に応じて分割して取ることができるなど、取りやすい制度になりました。

育児休業を取ることで、日々成長する子どもの様子や、子育ての楽しさや大切さ、苦勞を夫婦で共有できると共に、仕事に戻ってからのモチベーション向上やワークライフバランスの実現にもつながるので、職場としても育児休業を積極的に勧め、子育てをする職員を応援しています。

高松高検では、該当する男性職員はほぼ育児休業を取得していますよ。